

長久手市立学校施設開放運営委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、地域におけるスポーツの普及と振興を図ることを目的とする。設置する委員会の名称は、長久手市立学校施設開放運営委員会（以下「委員会」という。）とする。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校施設開放に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員16名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は別表に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月末日までとする。

(委員長の職務)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、くらし文化部生涯学習課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。